

川崎市は
特別市を
めざします

より良いサービスを
よりスピーディに提供

特別市
解説動画
配信中!

より速く、より柔軟に

check!



解説動画
はこちら

福田紀彦川崎市長が
特別市制度を自ら解説!



川崎市

川崎市 総務企画局 都市政策部
地方分権・特別市推進担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地



044-200-0386



044-200-3798



17tihobu@city.kawasaki.jp

川崎市 特別市



福田市長が

『川崎市がめざす特別市の姿』

について動画で解説します！

1



①特別市の必要性を市長が語る

2



②制度についてわかりやすく図解

3



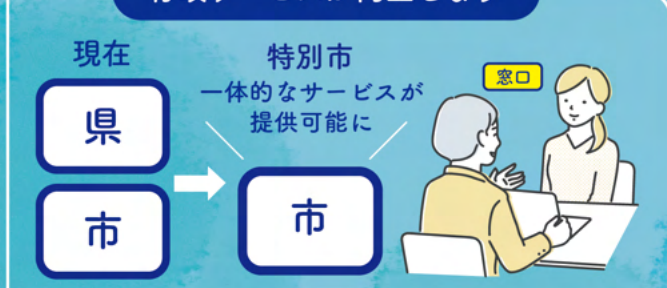
③よくある質問に市長が答える

特別市とは、川崎市が神奈川県
の区域外となり、川崎市が原則として
県の機能を全て担う制度です。



特別市が実現すると

行政サービスが向上します



素早い対応が可能になります



川崎市 特別市 🔍

